

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年6月号

★成年後見制度の概要

5月号では、相続が開始する以前に家族でお話を進める際、注意しておかなければならない認知症の危険性について解説していました。

今回の記事では、その危険に備えるための制度、**成年後見制度**の概要についてももう少し詳しく解説してみたいと思います。成年後見制度には、本人が予め後見人を選任しておく『**任意後見制度**』と家庭裁判所が後見人を選任する『**法定後見制度**』があります。

★成年後見制度とは★

成年後見制度とは精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをすることにより、その方を援助してくれる人を選任してもらう制度です。

たとえば、一人暮らしの老人が悪質な訪問販売員に騙されて、高額な商品を買わされてしまうというケースがありますが、こういった場合も成年後見制度を上手に利用することによって被害を防ぐことができる場合があります。

成年後見人が選任されてもスーパーでお肉や野菜などの食材を買ったり、洋服や日用品を買ったりするような日常生活に必要な範囲の行為は自由に行うことができます。

成年後見制度は、登記することによりその効力を発揮します。法定後見制度と任意後見制度の利用の内容、成年後見人の権限や任意後見契約の内容などを法務局で登記することにより、判断能力の衰えた方との健全な取引を確保するための制度です。最近では、比較的若い世代でのケースも見受けられますので、気になることがあれば早めに手当てをしておくべきだと考えます。



成年後見制度

= 任意後見制度 =

= 法定後見制度 =

・判断能力が衰える前

・判断能力が衰えた後
後見・補佐・補助

《任意後見制度とは》

任意後見制度とは、本人が契約の締結に必要な判断能力を十分有している間に、将来自分の判断能力が不十分になったときの、後見事務の内容と後見する人を、自ら事前の契約によって決めておく制度となります。任意後見契約においては任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。ただし、結婚、離婚、養子縁組など（一身専属的な権利）については任意後見契約に盛り込むことはできません。



★任意後見制度の流れ★

- 1 現在は元気なので何でも決められるが、将来認知症になったときのことが心配
判断能力に問題のない方のみ利用可能
- 2 信頼できる人（家族、友人、弁護士、司法書士等の専門家）と任意後見契約を締結
公証人役場で公正証書を作成
- 3 認知症の症状がみられるようになった
- 4 家庭裁判所に申し立て
家庭裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の仕事を監督する
- 5 任意後見人が任意後見契約で定められた仕事（財産の管理など）を行う

★任意後見制度のメリットとデメリット★

メリット	デメリット
◆本人が自由に任意後見人を選ぶことができる。	◆死後の処理は委任できない。
◆契約内容が登記されるので公的に証明される。	◆法定後見制度のような取消権はない。
◆任意後見監督人が選任されるので、任意後見人の仕事を監督できる。	◆財産管理委任契約と比較し迅速性に欠ける。

《法定後見制度とは》

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分な場合に、法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方が預貯金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような契約等はできません。

判断能力が不十分な場合、本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招く恐れがあります。

そこで、精神上の障害によって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、援助者が本人のために活動するものが法定後見制度です。

法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次のように区分されます。

【後見】 ほとんど判断出来ない人を対象としています。

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって**判断能力を欠く常況にある者**を保護します。成年後見人は本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行うことができます。また、成年後見人または本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては日常行為に関するものを除いて、取り消すことができます。

【補佐】 判断能力が著しく不十分な人を対象としています。

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって**判断能力が特に不十分な者**を保護します。法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。また、保佐人または本人は本人が自ら行った重要な法律行為に関しては取り消すことができます。

【補助】 判断能力が不十分な人を対象としています。

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）によって**判断能力が不十分な者**を保護します。難しい事項については援助をしてもらわないとできないという場合です。補助人には当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権または同意権（取消権）を与えることができます。

～今月の山便り～

5月も猛スピードで過ぎ去ってゆき、早くも春本番から梅雨入りの季節6月に入りました。今年はまったく山に行けていません・・・という事で、気分だけでも爽快な沢の景色を堪能してみたいと思います。この写真は、北アルプス黒部川最奥の源流域“赤木沢”出合いの滝です。赤木沢は日本を代表する美しい沢で比較的簡単に遡行できる天国のような場所です。アプローチが非常に長く、そこそこの体力は必要ですが、登攀能力など特別な技術は必要としません。私はまだ2回しか遡行していませんが、毎夏訪れるという方もいらっしゃいました。しかし、黒部の源流ですから、増水した際の対策はしっかりしないといけません。沢は少し増水しただけでも、様相は一変します。この美しい沢がいつまでも守られればと願います!!

